

令和6年度

みどりの活動支援 補助事業募集要項

二次募集

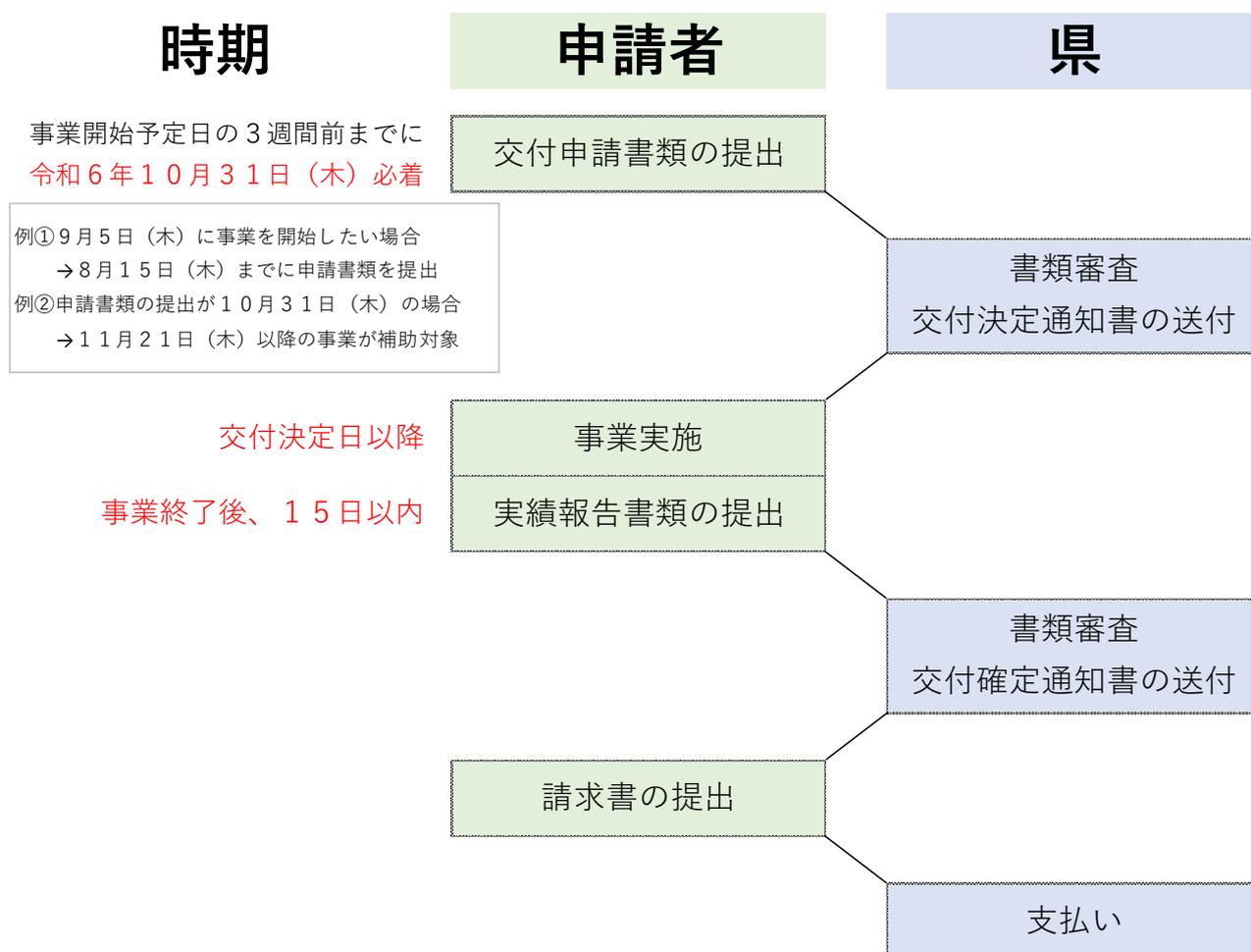


みどりの活動支援補助事業

埼玉県では豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、平成20年4月に創設した「彩の国みどりの基金」を活用し、森林の整備保全や身近な緑の保全と創出等により、みどりの再生を推進してきました。

みどりの活動支援補助事業はボランティア団体やPTA、自治会等の団体、企業を対象として、みどりの創出・活用を推進する事業に対して補助金を交付し、その活動を支援します。

申請から補助金の支払いまでの流れ



対象となる活動

以下の条件を満たす活動を対象とします。

<場所> 県内の公開性のある緑地、公園、学校、企業の敷地及び社会福祉施設など。

<内容> 身近な緑の創出・活用を目的とした以下の事業とする。

- ・ビオトープに関する活動（生物多様性に資するビオトープの創出、維持管理、再生）
- ・みどりを創り守る活動（植栽活動等）
- ・みどりを学ぶ・楽しむ活動（みどりの大切さの普及・啓発活動、みどりに関係した体験・交流活動等）

※ ビオトープの定義や「みどりを学ぶ・楽しむ活動」の詳細は、P3「補助内容等」の項目をご覧ください。

申請の締切

締切日：令和6年10月31日（木）必着

必ず、事業開始希望日の3週間前までに申請してください。

申請締切日前でも申請総額が予算額に達した時点で募集を終了します。

ご不明な点は、事前にご相談ください。

対象となる団体

以下の1～3の要件をすべて満たしている団体であること。

1	令和2年度以降、当該補助金の交付を3回以上受けていないこと。（*）
2	会員が5名以上いる、次のいずれかの団体であること。 NPO、ボランティア、その他の団体・グループ、企業、PTA、学校応援団等の団体。
3	年間の活動が複数回あり、補助終了後も継続して活動が行える団体であること。

* 団体は、交付申請時の事業を確実に実施するものとし、事業内容の変更については当初の計画と大幅な乖離があってはならない。

* ビオトープに関する活動は、これまでの本補助金の交付の有無を問わず申請できます。

補助内容等

	みどりを創り守る活動、 みどりを学ぶ・楽しむ活動	ビオトープに関する活動
対象となる活動	<p>①みどりを創り守る活動 植栽活動等 例：公園、学校や社会福祉施設など、公開性のある場所での樹木や花苗を植える活動など</p> <p>②みどりを学ぶ・楽しむ活動（団体の会員以外も対象とするものに限る）</p> <p>②-1 みどりの大切さの普及・啓発活動 例：自然観察会や自然学習会など、みどりの効用や生物多様性の保全について県民の認識を深めるための普及啓発活動など</p> <p>②-2 みどりに関係した体験・交流活動 例：間伐材等を活用した環境教育、保全体験など。各世代がみどりに触れたり、親しみ、交流できるような取組など。</p>	<p>①新たにビオトープを作り出すこと（現在ある生物の生息空間を活用しても良い） 例：地域の緑地に自生している在来種の種を譲り受け、校庭で栽培し、在来種が生息できる環境を整える。在来植物AとBを植栽し、昆虫Cを呼び戻す取組を始める。</p> <p>②現在あるビオトープに生息する地域在来の生物が、継続して生息できるような環境を整えていくこと 例：ビオトープの周辺に繁茂している外来植物を取り除き、在来種が生息できる環境を整える。ビオトープに植栽されている草木を剪定し、昆虫や鳥が住みやすい環境にする。</p> <p>③以前あったビオトープを修繕、清掃等をして、地域在来の生物が生息できる空間を再び作ること 例：風水害で泥水に浸ったビオトープから泥をかき出すなどの清掃をする。風化したビオトープに増えてしまった外来植物を取り除き、在来種が生息できる環境を整える。</p>
補助限度額	<p>【初めて申請する団体】 1団体当たり20万円まで</p> <p>【過去にこの補助金を受けた団体】 1団体当たり5万円まで</p>	1団体当たり40万円まで（過去にこの補助金を受けた団体も、ビオトープに関する活動で申請する場合は1団体当たり40万円まで）
補助率	<p>【初めて申請する団体】 10万円以下の部分…10分の10 10万円を超える部分…2分の1</p> <p>【過去にこの補助金を受けた団体】 10分の10</p>	10分の10
補助対象となる事業実施期間	令和6年4月25日から令和7年2月15日まで	
補助対象経費	<p>資材・消耗品費、報償費、保険費、修繕費、借上げ費、委託費、雑費</p> <p>*詳細については後述の経費一覧をご覧ください。</p>	
募集件数	上限なし（申請総額が予算額に達した時点で募集を終了）	ボランティア団体…4件まで 企業等…3件まで

- 補助対象となるビオトープの定義は、「年間を通じて、その地域在来の植物、虫、鳥、魚、小動物などの複数種類の生物が安定して生息できる空間（生物の生息空間）」とする。
- 「みどりを学ぶ・楽しむ活動」は本補助を受けようとする団体の会員以外も対象とし、活動するものに限る。
- 営利を追求する活動、野菜や果樹の栽培と収穫を目的とする活動、食育を目的とする活動、芝生の植栽・維持管理活動を除く。
- 当該活動内容及び活動場所に関し国、地方公共団体及びその他の団体から委託又は助成を受けていないこと。
- 交付決定の日から当該事業期間内に2回以上の活動を行う事業であること。
- ビオトープに関する活動を行う場合は、事業実施期間終了までに1回以上「埼玉県みどりのアドバイザー制度」を利用し、埼玉県みどりのアドバイザーからビオトープに関するアドバイスを受けること。
- みどりを学ぶ・楽しむ活動は、団体の会員以外も対象とするものに限る。

補助対象経費

費目	種別	摘要	必須事項
資材・ 消耗品費	植栽	苗、スコップ、土、肥料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとつ10万円未満のもの ・ひとつ2万円以上の品は保管責任が生じます ・燃料は刈払機等の燃料に限る ・送料、手数料は対象外
	草刈り・剪定	刈払機、鎌、チップソー、剪定鋏、軍手等	
	動物・ 病害虫防除	木柵、ロープ、ネット、薬剤噴霧器等	
	設備	杭、波板、釘 ヘルメット等	
	燃料	ガソリン、携行缶等	
	啓発広報	チラシ制作用紙、インク、ワークショップに使用する文房具・雑貨等（みどりを学ぶ・楽しむ活動で使用する場合のみ対象）	
	ビオトープ	防水シート、防水材、敷石等	
報償費	—	講師及び指導者への謝礼	日額最高2万円とする
保険費	—	活動に係る傷害保険料	補助対象期間内に限る
修繕費	—	備品・用具器具の修理	当初全体予算額の10%以内
借上げ費	—	車輛・機材の借上げ、会場使用料	当初全体予算額の30%以内
委託費	—	チラシ制作、自ら実施できない専門性の高い業務・作業	当初全体予算額の30%以内
雑費	—	刈払機・チェーンソー講習会受講費用	1団体につき2名まで

【留意点】

- ・ ポイント使用分については助成対象外です。
- ・ Amazon・楽天等の通販サイトを経由して購入する場合でも、団体宛ての領収書を提出してください。(実績報告時)
- ・ 報償費を申請する際に、依頼する講師等が個人である場合はプロフィールを、組織に所属している場合には所属先の概要を添付してください。
- ・ チラシなどの作成物がある場合には、実績報告の際に提出してください。
- ・ **物品購入時に写真を撮っておいてください。実績報告の際に使用します。**

補助対象とならない経費

- ・ 物品購入の際の手数料、送料
- ・ 事務用品、雑貨など（*みどりを学ぶ・楽しむ活動で使用する場合は対象とする）
- ・ 食糧費
- ・ 保有車輛及び運搬車輛に対する燃料、保険
- ・ ホームページ開設、冊子印刷に係る委託費
- ・ 会員の旅費・交通費
- ・ 登記簿謄本等の発行手数料、団体の登記費用等の公課費

申請に必要な書類

		【新規】みどりを創り守る活動、みどりを学ぶ・楽しむ活動	【既存】みどりを創り守る活動、みどりを学ぶ・楽しむ活動	ビオトープに関する活動
1	みどりの活動支援補助事業補助金交付申請書（様式第1号）	○	○	○
2	事業計画書（別紙1）	○	○	○
3	事業費の内訳（別紙2）	○	○	○
4	事業費の内訳に記載した金額の積算根拠となる見積書	○	○	○
5	事業収支予算書（別紙3）	○	○	○
6	団体概要書（別紙4）	○	○	○
7	団体要件を満たしている旨の誓約（別紙5）	○	○	○
8	過去に当該補助金の交付を受けた実績のない新規団体であることの誓約（別紙6）	○	—	—
9	団体の会則（もしくは規則、園則、就業規則又はそれに替わるもの）	○	○	○
10	会員名簿（当該補助事業に関わる方の名前が必ず入っているもの）	○	○	○
11	活動の内容について、活動場所の所有者または管理者の同意書、許可書	○	○	○
12	活動場所の地図・写真（それぞれ、A4サイズの用紙にまとめてください）	○	○	○

- * 新規…本補助金に初めて申請する団体のこと
 既存…過去に本補助金に申請したことがある団体のこと

申請方法

締切日までに、以下の担当あてに郵送又はメールで提出してください。

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県環境部みどり自然課 みどり創出・担い手支援担当

E-mail : a3140-08@pref.saitama.lg.jp

変更申請について

【対 象】以下の①～③のいずれかの事柄が発生する団体

- ① 購入品の変更（ただし、代替品は購入可能）
- ② 費目をこえて費用の変更をする場合（20%をこえる金額の変更）
- ③ 活動場所の変更・追加・減少

【申請期限】交付申請書に記載した事業実施期間終了日の2か月前まで

【手 続 き】上記①～③のいずれかの事柄が発生する可能性があるとき、事前に県みどり自然課にその旨を連絡してください。変更申請が必要な場合は様式を送付しますので、必要事項を記入し、提出してください。

【留 意 点】活動の目的・内容・収支計画を大幅に変更することは認められません。単一費目の数量・購入金額の増減は変更申請をする必要はありません。

中間報告について

事業実施期間内に活動の遂行状況を確認することがあります。その際には、速やかに指定の方法で報告をお願いします。

実績報告について

【報告期限】事業終了後15日以内

- 【提出書類】
1. みどりの活動支援補助事業補助金実績報告書（様式第6号）
 2. 事業費の内訳（別紙1）
 3. 事業収支決算書（別紙2）
 4. みどりの活動支援補助事業実施報告書（別紙3）

***購入品の写真及び活動の様子を掲載してください。**

5. 領収書、詳細が分かる納品書等（コピー及びPDF可。）

【留 意 点】・領収書の宛名は団体名で発行してください。

・領収書の発行日は事業実施期間内のものに限りませう。

・品目が多岐にわたる場合や、領収書で単価・数量が確認できない場合は、詳細がわかる納品書等を補足書類として添付してください。

・実績報告の詳細は、採択団体宛てに別途お知らせします。

概算払いについて

【対 象】希望する団体

【申請期限】交付申請書に記載した事業実施期間終了日の2か月前まで

【手 続 き】交付決定通知書が届いた後、申請期限までに、県みどり自然課に概算払いを希望する旨を連絡してください。

補助金で購入した物品の管理

- ・ 補助金で購入した物品、設置物に対して「彩の国みどりの基金の補助を受けて購入・設置」した旨の掲示をお願いします。
- ・ 補助金で購入した物品等について、財産処分の制限にかかる場合があります。事業完了後5年以内に譲渡した場合などは、補助金の返還と加算金の納付をしていただく場合がありますので、団体の代表者が責任をもって物品等の管理をお願いいたします。なお、物品は事業完了後から5年度間、令和12年3月31日まで、適切な管理をお願いいたします。

補助金関係書類の管理

補助金による支出が適正に行われているかどうかを判断するため、事業に係る会計帳簿や領収書等の証拠書類を確認します。事業終了後も令和12年3月31日までは、必要書類を大切に保管してください。

彩の国美緑（みりょく）づくり顕彰制度と埼玉みどりのポータルサイトへの登録について

事業が採択された団体は、

- ①彩の国美緑（みりょく）づくり顕彰制度
- ②埼玉みどりのポータルサイト

への登録をお願いします。（未登録の団体のみ）

【彩の国美緑づくり顕彰制度】

埼玉県内で企業・ボランティア団体等が実施するみどりの保全・創出・活用の各活動について、その継続的な功労に対して功績を讃える制度です。

【埼玉みどりのポータルサイト】

県内の緑地やみどりのイベント情報、ボランティア団体の活動紹介など多彩なコンテンツを盛り込んだポータルサイトです。

交付決定通知書送付時に、登録申込書も併せてお送りしますので、ご記入のうえ県みどり自然課に提出してください。

【お問合せ先】

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県環境部みどり自然課 みどり創出・担い手支援担当

E-mail : a3140-08@pref.saitama.lg.jp

電話 : 048-830-3190

FAX : 048-830-4775